

令和2年12月定例会議案概要

・第104号議案 越谷市監査委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市監査委員竹岡善幸氏の任期満了(令和2年(2020年)12月31日)に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏名：利根川 敏彦(とねがわ・としひこ)

略歴：元越谷市行財政部長

・第105号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員石塚登志子氏の任期満了(令和3年(2021年)3月31日)に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏名：石塚 登志子(いしづか・としこ)

略歴：元春日部市立備後小学校長

人権擁護委員

・第106号議案 第5次越谷市総合振興計画基本構想制定について 【市長公室政策課】

本市の総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、第5次越谷市総合振興計画基本構想を制定するもの

※参考：第4次越谷市総合振興計画(平成23年度から令和2年度まで)

第5次越谷市総合振興計画(令和3年度から令和12年度まで)

・第107号議案 越谷市部設置条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

第5次総合振興計画の着実な推進を図るとともに、少子高齢化や人口減少等の社会構造の変化に対応していく組織を構築するもの。令和3年4月1日から施行

※附則において、越谷市自治基本条例推進会議設置条例ほか11条例の一部改正を行う。

改正内容：審議会等の庶務を処理する組織の名称を変更するもの

・第108号議案 越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

危機管理体制等の充実により、さらなる市民サービスの向上を図るべく、職員定数を変更するもの。令和3年4月1日から施行

(1) 職員定数の変更

	改正前	改正後	増減
市長部局	2,320人 うち越谷・松伏水道企業団へ 派遣する職員132人	2,400人 うち越谷・松伏水道企業団へ 派遣する職員117人	+80人  (-15人)
教育委員会	307人	310人	+3人

(2) 定数外とする職員の追加

複数の職務を兼務又は併任する場合は、兼務又は併任先において定数外とするもの

・第109号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・第110号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・第111号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

・第112号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

期末手当に関する規定の整備を行うもの

(1) 令和2年12月期《令和2年12月1日から施行》

改正前：100分の225 → 改正後：100分の220

\* 本年6月期の期末手当支給割合（100分の225）と合わせ、本年度の年間支給割合を100分の450から100分の445とするもの

(2) 令和3年度以降《令和3年4月1日から施行》

① 6月期の期末手当

改正前：100分の225 → 改正後：100分の222.5

② 12月期の期末手当

改正前：100分の220 → 改正後：100分の222.5

\* 令和3年度以降の年間支給割合を100分の445とするもの

・第113号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の期末手当の支給割合を改正するもの

(1) 令和2年12月期《令和2年12月1日から施行》

改正前：100分の130 → 改正後：100分の125

\* 本年6月期の期末・勤勉手当（100分の225）及び12月期の勤勉手当（100分の95）と合わせ、本年度の期末・勤勉手当の年間支給割合を100分の450から100分の445とするもの

(2) 令和3年度以降《令和3年4月1日から施行》

① 6月期の期末手当

改正前：100分の130 → 改正後：100分の127.5

② 12月期の期末手当

改正前：100分の125 → 改正後：100分の127.5

\* 令和3年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合を100分の445とするもの

・第114号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

越谷市特別職報酬等審議会の答申を尊重し、所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

(1) 日額報酬かつ費用弁償が支給される非常勤特別職の報酬額を引き上げるもの

(2) 選挙長等に支給される費用弁償を報酬に切り替えるもの

(3) 定額の費用弁償を廃止するもの

※附則において、越谷市消防団条例の一部改正を行う。

改正内容：消防団の費用弁償を手当に切り替えるもの

・第115号議案 越谷市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【消防本部総務課】

越谷市消防本部の名称を改めるもの。令和3年4月1日から施行

改正前：越谷市消防本部 → 改正後：越谷市消防局

※附則において、越谷市職員定数条例及び越谷市まちの整備に関する条例の一部改正を行う。

改正内容：消防本部の名称を同様に改めるもの

・第116号議案 越谷市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

【消防本部予防課】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行

(1) 急速充電設備の全出力上限の拡大

電気自動車に搭載される電池の大容量化等に伴い、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大するもの

(2) 急速充電設備の防火安全対策の強化

屋外に設ける急速充電設備（全出力50キロワットを超え、200キロワット以下のもの）については、建築物から3メートル以上の距離を保つ基準などを設けるもの

・第117号議案 財産の取得について（新本庁舎備品（キャビネット・保管庫））

【総務部庁舎管理課】

(1) 取得財産：キャビネット・保管庫

(2) 取得価格：3,606万4,380円

(3) 契約の相手方：株式会社 福士商会

・第118号議案 財産の取得について（新本庁舎備品（事務用机））

【総務部庁舎管理課】

(1) 取得財産：事務用机

(2) 取得価格：2,371万6,000円

(3) 契約の相手方：株式会社 文伸堂

・第119号議案 財産の取得について（新本庁舎備品（カウンター・記載台外））

【総務部庁舎管理課】

(1) 取得財産：カウンター・記載台外

(2) 取得価格：3,691万940円

(3) 契約の相手方：有限会社 スズカ

・第120号議案 財産の取得について（新本庁舎備品（ブラインド・カーテン外））

【総務部庁舎管理課】

(1) 取得財産：ブラインド・カーテン外

(2) 取得価格：1,232万円

(3) 契約の相手方：株式会社 ムトーセーフ 川口営業所

・第121号議案 財産の取得について（新本庁舎備品（議場什器・特別室什器））

【総務部庁舎管理課】

- (1) 取得財産：議場什器・特別室什器
- (2) 取得価格：8,446万9,000円
- (3) 契約の相手方：サカマキ

・第122号議案 訴えの提起について

【消防本部指令課】

市が平成25年度に締結した消防・救急デジタル無線整備工事請負契約に係る入札において、入札参加業者及び無線機器の製造販売業者が共同して応札価格を調整する行為を行ったことにより、市は、不当に高い価格で同契約を締結せざるを得なかったものであり、これにより市が被った損害について、被告らに損害賠償を求めるもの

(1) 当事者

原告 越谷市  
被告 株式会社 エクシオテック  
同 OKIクロステック株式会社  
同 東日本電信電話株式会社  
同 株式会社 ミライト  
同 沖電気工業株式会社

(2) 請求の要旨

被告らに対し、連帯して2,874万8,880円及びこれに対する遅延損害金を支払うよう求めるもの

・第123号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国民健康保険課】

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。令和3年4月1日から施行し、令和3年度以後の年度分から適用

(1) 課税限度額の引き上げに伴う改正

ア 医療分 改正前：610,000円 → 改正後：630,000円  
イ 後期高齢者支援金等分 変更なし：190,000円  
ウ 介護分 改正前：160,000円 → 改正後：170,000円

(2) 基礎控除の引き上げに伴う軽減判定所得基準の改正

個人所得課税の見直し（給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準に関して現行と同水準とするもの

・第124号議案 越谷市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども育成課】

大相模保育所の建て替えに伴い、位置及び定員を改めるもの。令和3年4月1日から施行

	位 置	定 員
改正前	越谷市大成町一丁目2158番地	70人
改正後	越谷市大成町二丁目288番地1	100人

・第125号議案 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども育成課】

保育所等における職員配置等に係る特例を設け、もって保育の担い手の確保を図るもの。令和3年4月1日から施行

(1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置等に係る特例

保育士等は各時間帯において最低2人以上の配置が必要とされているが、朝夕等の児童が少数となる時間帯は、保育士等2人のうち1人は、市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置することができるようにするものなど

【改正する条例】

- (1) 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例
- (4) 越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

・第126号議案 越谷市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国民健康保険課・地域医療課、福祉部介護保険課】

地方税法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する文言を改めるもの。令和3年1月1日から施行

改正前：特例基準割合 → 改正後：延滞金特例基準割合

【改正する条例】

- (1) 越谷市後期高齢者医療に関する条例
- (2) 越谷市介護保険条例
- (3) 越谷市看護師等修学資金貸与条例

・第127号議案 指定管理者の指定について（越谷市中央市民会館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市中央市民会館（越谷市越ヶ谷四丁目1番1号）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第128号議案 指定管理者の指定について（越谷市北部市民会館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市北部市民会館（越谷市大字恩間181番地1）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市大字恩間181番地1  
名称：越谷市北部市民会館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第129号議案 指定管理者の指定について（越谷市赤山交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市赤山交流館（越谷市赤山町三丁目128番地1）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市赤山町三丁目128番地1  
名称：越谷市赤山交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第130号議案 指定管理者の指定について（越谷市大沢北交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市大沢北交流館（越谷市大字大里326番地1）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市大字大里326番地1  
名称：越谷市大沢北交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第131号議案 指定管理者の指定について（越谷市蒲生交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市蒲生交流館（越谷市蒲生寿町4番9号）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市蒲生寿町4番9号  
名 称：越谷市蒲生交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第132号議案 指定管理者の指定について（越谷市南部交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市南部交流館（越谷市南町一丁目22番13号）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市南町一丁目22番13号  
名 称：越谷市南部交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第133号議案 指定管理者の指定について（越谷市大袋北交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市大袋北交流館（越谷市大字袋山565番地4）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市大字袋山565番地4  
名 称：越谷市大袋北交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第134号議案 指定管理者の指定について（越谷市桜井交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市桜井交流館（越谷市大字大泊730番地2）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市大字大泊730番地2  
名 称：越谷市桜井交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで



・第135号議案 指定管理者の指定について（越谷市南越谷交流館）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市南越谷交流館（越谷市南越谷五丁目15番地4）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市南越谷五丁目15番地4  
名 称：越谷市南越谷交流館運営協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第136号議案 指定管理者の指定について（越谷市障害者福祉センターこぼと館）

【福祉部障害福祉課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市障害者福祉センターこぼと館（越谷市越ヶ谷四丁目1番1号）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号  
名 称：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第137号議案 指定管理者の指定について（越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと）

【福祉部障害福祉課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市障害者就労訓練施設しらこぼと（越谷市大字増林5830番地4）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号  
名 称：社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第138号議案 越谷市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部都市計画課】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部が改正され、地方公共団体が作成する地域公共交通の計画の名称が「地域公共交通計画」とされたことに伴い、本市の計画の名称を改めるもの。公布の日から施行

改正前：越谷市地域公共交通網形成計画 → 改正後：越谷市地域公共交通計画

- ・ **第 1 3 9 号議案 越谷都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定について** 【建設部下水道経営課】

地方税法の一部が改正されることに伴い、条例中で引用する文言を改めるもの。令和 3 年 1 月 1 日から施行

改正前：特例基準割合 → 改正後：延滞金特例基準割合
  
- ・ **第 1 4 0 号議案 指定管理者の指定について（花田苑）** 【都市整備部公園緑地課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
花田苑（越谷市花田六丁目 6 番地 2）

(2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目 3 3 番地  
名 称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間  
令和 3 年（2021年） 4 月 1 日から令和 8 年（2026年） 3 月 3 1 日まで
  
- ・ **第 1 4 1 号議案 指定管理者の指定について（キャンベルタウン野鳥の森）** 【都市整備部公園緑地課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
キャンベルタウン野鳥の森（越谷市大字大吉 2 7 2 番地 1）

(2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目 3 3 番地  
名 称：公益財団法人 越谷市施設管理公社

(3) 指定する期間  
令和 3 年（2021年） 4 月 1 日から令和 8 年（2026年） 3 月 3 1 日まで
  
- ・ **第 1 4 2 号議案 市道路線の廃止について** 【建設部道路総務課】

路線の全部を他の路線に統合するもの 1 路線、終点変更 2 路線、払下げ 3 路線、合計 6 路線、延長 4 0 8 . 9 0 m を廃止するもの
  
- ・ **第 1 4 3 号議案 市道路線の認定について** 【建設部道路総務課】

宅地造成に伴い帰属したもの 7 路線、終点変更 2 路線、合計 9 路線、延長 4 9 1 . 3 0 m を認定するもの
  
- ・ **第 1 4 4 号議案 越谷市立あだたら高原少年自然の家条例を廃止する条例制定について** 【教育総務部生涯学習課】

越谷市立あだたら高原少年自然の家を廃止することに伴い、本条例を廃止するもの。令和 3 年 4 月 1 日から施行

・第145号議案 指定管理者の指定について（越谷コミュニティセンター）

【教育総務部生涯学習課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷コミュニティセンター（越谷市南越谷一丁目2876番地1）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

・第146号議案 指定管理者の指定について（越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂）

【教育総務部生涯学習課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂（越谷市花田六丁目6番地1）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第147号議案 指定管理者の指定について（越谷市立総合体育館）

【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
越谷市立総合体育館（越谷市増林二丁目33番地）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第148号議案 指定管理者の指定について（越谷市民球場・越谷市立越谷総合公園多目的運動場・越谷市立越谷総合公園庭球場）

【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
  - ① 越谷市民球場（越谷市増林三丁目1番地）
  - ② 越谷市立越谷総合公園多目的運動場（越谷市増林三丁目1番地）
  - ③ 越谷市立越谷総合公園庭球場（越谷市増林三丁目1番地）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第149号議案 指定管理者の指定について（越谷市立しらこぼと運動公園競技場・越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場・越谷市立しらこぼと運動公園野球場・越谷市立しらこぼと運動公園庭球場・越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場）  
【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
  - ① 越谷市立しらこぼと運動公園競技場（越谷市大字小曾川729番地1）
  - ② 越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場（越谷市大字砂原39番地）
  - ③ 越谷市立しらこぼと運動公園野球場（越谷市大字砂原39番地）
  - ④ 越谷市立しらこぼと運動公園庭球場（越谷市大字砂原39番地）
  - ⑤ 越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場（越谷市大字砂原39番地）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第150号議案 指定管理者の指定について（緑の森公園越谷市弓道場）  
【教育総務部スポーツ振興課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設  
緑の森公園越谷市弓道場（越谷市越ヶ谷2579番地）
- (2) 指定管理者に指定する団体  
所在地：越谷市増林二丁目33番地  
名称：公益財団法人 越谷市施設管理公社
- (3) 指定する期間  
令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

・第151号議案から第154号議案まで

令和2年度越谷市一般会計補正予算（第8号）について ほか補正予算3件

【問合せ】総務部法務課

電話 048-963-9130